

○二松学舎大学学生会規約
(昭和56年6月1日制定)

第1章 総則

第1条 本会は二松学舎大学学生会（以下、学生会）と称する。学生会の事務所は、東京都千代田区三番町6-16二松学舎大学九段キャンパス内に置く。

第2条 学生会は、学生の自治と創意によって学生生活の充実・向上に努め、学問の自由を守り、合わせて文化の発展・普及を図ることを目的とする。

第2章 会員

第3条 二松学舎大学に在籍する全学生を、学生会会員とする。

第4条 会員は、以下の権利を有する。

- ・学生会の活動によって生じる利益を平等に受ける。
- ・クラブ・サークル活動に参加する。
- ・学生会の行事・活動に参加し、かつ意見を述べる。
- ・学生総会において決議に参加する。
- ・学内の機関が発行した記録・文書を閲覧する。
- ・学生会の各機関の役員として立候補し、または選挙される。

第5条 会員は、以下の義務を有する。

- ・所定の学生会費を納入する。
- ・学生総会に出席する。
- ・学生会規約を遵守する。
- ・学生会長選挙・学生投票に参加する。

第3章 機関

第6条 学生会の運営にあたり、以下の機関を置く。

- ・学生総会
- ・学生会執行委員会
- ・クラブ執行部
- ・ゼミナール連合会
- ・選挙管理委員会
- ・学園祭実行委員会
- ・その他必要に応じて作られる委員会

[第1節 学生総会]

第7条 学生総会は、学生会の最高議決機関である。

第8条 学生総会は学生会執行委員会が、以下の場合に招集する。

- ・年ごとの定期総会（5月・1回）
- ・学生会執行委員会が緊急に必要と認めたとき（臨時）
- ・全学生の5分の1以上が必要と認め、学生会執行委員会に要求があった場合（要求から1週間以内）

第9条 学生総会の日時・会場・議題は、開催1週間前までに公示する。

また、総会終了後直ちに結果を公示する。
公示は学生会執行委員会による。

第10条 学生総会は、全学生の5分の1以上の出席をもって成立する。

何らかの理由によって当日出席できない学生は、

委任状を提出することで出席に代えることができる。

委任状を提出する場合、期日は学生総会の前日までとする。

第11条 学生総会の議長は、学生会長または学生会長の委任を受けた者が務める。

第12条 定期学生総会では、以下の事柄についての決議は必須とする。

- ・前年決算報告・今年度予算案の承認
- ・学生会執行委員会の経過報告・活動方針の決定
- その他、規約改正、役員の内命・解任等の議題は、必要に応じて決議する。

第13条 決議は、出席者の過半数によって決定する。委任状は、当日の過半数側の意志に付加して計上されるものとする。

[第2節 学生会執行委員会]

第14条 学生会執行委員会は、学生会の運営・執行にあたり、重要事項について審議・決定する。

第15条 学生会執行委員会は、以下の役員（学生会役員と称する）をもって構成する。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名
- ・書記 局長1名 他、役員
- ・会計 局長1名 他、役員
- ・渉外 局長1名 他、役員
- ・渉内 局長1名 他、役員

会長・副会長、各局長以外の役員は、学生の意志によって参加・増員できるものとし、定員は定めない。

第16条 学生会執行委員会は、以下の任務を遂行する。

- ・会長は、二松学舎大学の学生を代表し、学生会を統括する。
- ・副会長は、運営を円滑に進めることができるよう、会長を補佐する。
会長に事故等のあるときは、任務を代行する。
- ・書記は、学生会運営における情報を議事として保管する。
- ・会計は、学生会の会計事務を司り、各機関の会計監査を行う。
- ・渉外は、他大学および企業等の学外団体との連絡・友好をはかる。
- ・渉内は、学内の各団体との協力をはかる。

第17条 学生会執行委員会の会議における決議は、全メンバーの4分の3以上の出席を必要とする。

第18条 学生会役員選挙は、12月、前年役員任期終了までに会長選挙を行う。

選出は、会長の立候補による。

会長以外の役職は、立候補または会長決定後の任命による。

第19条 学生会役員任期は、1月1日から12月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

第20条 学生会執行委員会の不信任は、全学生の過半数の届けがあった場合に成立する。不信任を受けた役員は、ただちに解任とする。

[第3節 クラブ執行部]

第21条 クラブ執行部は、文化連合会、体育連合会から成る。

機構、その他は二松学舎大学クラブ連合会会則により定める。

第22条 学生会執行委員会は、クラブに関する全ての事項をクラブ執行部に委嘱する。

[第4節 ゼミナール連合会]

第23条 ゼミナール連合会は、学生会および各ゼミナール間の連絡、親睦を目的とする。

第24条 ゼミナール連合会は、各ゼミナールを1つの団体として数える。

[第5節 選挙管理委員会]

第25条 選挙管理委員会は、選挙に関する一切の業務を執行する。

第26条 第18条に関して、学生会長の選挙は、全学生の5分の1以上の投票で成立する。その他の事項に関しては、別に定める選挙規約による。

第4章 クラブ・サークル

第27条 クラブはクラブ執行部の下に属し、各クラブの目的にそって活動する。

機構、その他は二松学舎大学クラブ連合会会則により定める。

第28条 クラブ連合会に所属していない団体は、サークルと称する。

学生会執行委員会が定める所定の手続きによって承認されたサークルは、公認サークルと称する。

第29条 公認サークルの申請・承認は、年1回とする。公認申請に必要な書類は以下の通りとする。

- ・前年活動報告、決算報告
- ・今年活動予定、予算案
- ・メンバーの名簿、捺印

第30条 クラブはクラブ執行部、サークルは学生会執行委員会から活動費を受ける権利を有する。

それに伴い、クラブはクラブ執行部、サークルは学生会執行委員会に年毎の決算報告書を行う義務を有する。

第5章 会計

第31条 学生会の経費は、学生会費、寄付金等その他の収入をもって当てる。

第32条 学生会費は年額5,000円とし、入学時に4年分を一括納入する。

第33条 学生会費は、学生会執行委員会が予算案を作成し、学生総会において審議・承認されなければならない。

第34条 学生会費の決算は、クラブ執行部による会計監査を受け、承認されなければならない。

第35条 クラブの予算配分は、クラブ執行部に委ねる。またクラブ執行部は、学生会執行委員会に対し会計監査を行う義務および学生執行委員会の監査を受ける義務を有する。

第36条 学生会の会計年度は、学生会役員の任期に合わせ、1月1日から12月31日までとする。

第6章 イベント

第37条 イベントとは、学年暦に予定された新入生歓迎式典、九段祭、柏祭の他、学内および、学外団体との交流・親睦を深めるため、学生会執行委員会が随時企画するものを指す。

第38条 新入生歓迎式典は、学生会執行委員会が企画・運営する。

第39条 二松学舎祭は、学園祭実行委員会、および参加を希望する学生が企画・運営する。

第7章 補則

第40条 本規約は、学生総会における出席者の過半数の同意によって改正することができる。

昭和56年6月1日 制定

(中略)

平成23年6月4日 一部改正

平成25年5月18日 一部改正